

平成三十年二月二十一日

総務区民委員会委員長 前田くにひろ様

提出者 総務区民委員会委員

同

萬立幹

国府田

久美



議案第五十九号文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例に対する修正案

文京区議会会議規則第六十二条の規定により、右修正案を提出する。

議案第五十九号文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例に対する修正案

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例を次のように修正する。

第一条中「防止すること」の下に「及び宿泊者の安全・安心を確保すること」を加える。

第五条第一項及び第二項中「するよう努めなければならない」を「しなければならない」に改め、同条に次の一項を加

える。

3 住宅宿泊事業者は、家主又は住宅管理事業者を常駐させなければならない。

第七条第一項中「を実施する期間」を「の実施」に改め、同項第一号中「及び準工業地域」を「準工業地域及び近隣商業地域」に改め、同条第三項中「日曜日の正午から金曜日の正午までは」を削る。

第八条第四項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

議案第59号 文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例に対する修正案

対照表

修正案	原案
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第十八条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、<u>区民の生活環境の悪化を防止すること及び宿泊者の安全・安心を確保することを目的とする。</u></p> <p>第二条～第四条 (略) (住宅宿泊事業者等の責務)</p> <p>第五条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止し<u>なければならない。</u></p> <p>2 住宅宿泊事業者等は、宿泊者が宿泊している期間、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回し<u>なければならない。</u></p> <p>3 <u>住宅宿泊事業者は、家主又は住宅管理事業者を常駐させなければならない。</u></p> <p>第六条 (略) (住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第七条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域(以下「制限区域」という。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域及び近隣商業地域</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第十八条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。</p> <p>第二条～第四条 (略) (住宅宿泊事業者等の責務)</p> <p>第五条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するよう努めなければならない。</p> <p>2 住宅宿泊事業者等は、宿泊者が宿泊している期間、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回するよう努めなければならない。</p> <p>第六条 (略) (住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第七条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域(以下「制限区域」という。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域</p>

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 制限区域においては、<u>住宅宿泊事業を実施することができない。</u></p> <p>(近隣住民への周知等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 届出予定者は、近隣住民からの申出があったときは、住宅宿泊事業に係る内容について、<u>説明を行わなければならない。</u></p> <p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を実施することができない。</p> <p>(近隣住民への周知等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 届出予定者は、近隣住民からの申出があったときは、住宅宿泊事業に係る内容について、説明を行うよう努めなければならない。</p> <p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>
--	---